

びふかニューパブリック協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、びふかニューパブリック協議会設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第10条に定めるびふかニューパブリック協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(予算)

第2条 協議会の予算は、支援金、補助金、負担金、交付金ほかその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに美深町長ほか、関係機関に提出しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入及び歳出の款、項、目の区分は、別表1のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1に定める以外の項、目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、美深町の例による。

2 会長は、前項規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、遅滞なくこれを協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長がこれを行なう。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第7条 会長は要綱第5条第8項に定める事務局のうちから協議会出納員(以下「出納員」という。)を命ずるものとする。

2 出納員は会長の命をうけて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の収入及び支出の手続きは、美深町の例による。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行なうものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必用な簿冊

(決算等)

第 9 条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前条の承認を得るにあたっては、要綱第 9 条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに美深町長に提出しなければならない。

附則

この既定は平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

収入、歳出予算の款、項及び目の区分

区分	款	項	目
歳入	1 支援金	1 支援金	1 支援金
	2 負担金補助及び交付金	1 負担金補助及び交付金	1 負担金補助及び交付金
	3 寄付金	1 寄付金	1 寄付金
	4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
	5 諸収入	1 諸収入	1 雑入
歳出	1 運営費	1 会議費	1 会議費
		2 事務費	1 事務費
	2 事業費	1 事業費	1 事業費
	3 予備費	1 予備費	1 予備費